

＜今後の学校安全の取組について＞

児童生徒安全課安全班

※（ ）内の増減は令和5年度との比較

（１）学校安全計画の見直しや改善について

問1 学校安全計画を確認したが、修正はなかった【44.5%（1.3ポイント減）】

学校安全計画を確認し、修正した【55.5%（1.3ポイント増）】

問4 学校安全に関する校内研修を実施した【87.1%（5.3ポイント増）】

- ・学校安全計画は、学校医等の積極的な参画を得ながら、学校種や児童生徒等の発達段階に応じた見直しを含むPDCAサイクルを確立させる必要があります。
- ・学校安全計画は、できる限り、毎年度の見直し及び修正をお願いします。また、学校安全計画には学校安全に関する職員の研修を位置付け、確実に実施してください。

（２）危機管理マニュアルの見直しや改善について

問2 危機管理マニュアルを確認したが、修正はなかった【38.9%（2.3ポイント増）】

危機管理マニュアルを確認し、修正した【61.1%（2.3ポイント減）】

問3 危機管理マニュアルに含まれる内容について（一部抜粋）

⑤熱中症【81.5%（11.0ポイント増）】

⑭爆破予告【51.6%（9.1ポイント増）】

- ・危機管理マニュアルは、作成した後も、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しをすることが必要です。また、学校等を取り巻く安全上の課題は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな安全上の課題の出現などに応じて、柔軟に見直していかなければなりません。
- ・危機管理マニュアルが実際に機能するかどうか訓練等を基に検証したり、想定される危機事象に特化した内容を追加したりするなど、定期的な見直し・改善をお願いします。

（３）学校施設の安全性の確保について

問5 体育施設以外の安全点検を毎月1回以上実施予定【88.8%（1.0ポイント減）】

※ 高等学校で毎月1回以上実施予定【22.9%（1.2ポイント減）】

問6 安全点検の実施者 ②児童生徒等【3.0%（0.3ポイント減）】

⑤有識者や専門業者【12.6%（5.7ポイント増）】

- ・児童生徒等が使用する施設・設備等については、毎学期1回以上の安全点検の実施が法令で定められています。県教育委員会においては、特に体育施設については毎月1回以上の実施を求めています。
- ・学校等での事故を防止するために、教室等校舎内の施設においても毎月の安全点検を実施することや、安全点検に子供の視点を加えたり有識者や専門業者の専門性を活用したりすること等についても検討し、改善をお願いします。

(4) 登下校中の安全について

問 8 学校に地域安全マップ等がない【11.2% (0.7ポイント増)】

- ・地域安全マップ等の作成・活用は、防災、防犯、交通安全の視点を身に付け、環境内の危険な状況や条件を客観的に認識できる力を育成することにつながります。また、具体的な危険箇所を取り上げて、危険予測や危険回避の学習をあわせて行うことも可能です。
- ・地域安全マップ等の積極的な作成、活用をお願いします。

(5) 自転車乗車時のヘルメット着用について

○ 自転車通学時の乗車用ヘルメット着用率【44.0% (1.8ポイント増)】

※ 高等学校のヘルメット着用率【3.7% (1.1ポイント増)】

○ 自転車保険加入者【98.3% (6.1ポイント増)】

問 12 「千葉県自転車の安全で適正な利用の推進に関する条例」を周知していない

【2.1% (0.3ポイント減)】

問 13 自転車乗車時のヘルメット着用について、特に何も指導していない

【4.6% (0.9ポイント減)】

問 15 自転車損害賠償保険の加入の推奨について、特に何もしていない

【8.1% (0.5ポイント減)】

- ・道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。しかし、本県における高校生の自転車乗車時のヘルメット着用率は、非常に低い状況です。
- ・自転車乗車時のヘルメット着用について、児童生徒等に対して推奨するとともに、保護者等が集まる場所での呼びかけや、学校便りを利用した啓発等により、ヘルメットの重要性を周知するなど、ヘルメットの着用推進の取組をお願いします。

(6) 生活安全（防犯）について

問22 「生命（いのち）の安全教育」を実施した【88. 8%（令和6年度新規）】

- ・令和2年に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性被害・性暴力対策強化の方針」が決定されました。この方針を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、令和5年度から、全国の全ての学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することになっています。
- ・各学校等においては、県教育委員会が作成した「生命（いのち）の安全教育に関連する学習内容等一覧」や、「学校安全の手引」に追記した「生命（いのち）の安全教育」に関する資料等を活用し、各学校等での取組の一層の推進をお願いします。

(7) 風水害への対応について

問28 防災計画や防災マニュアルの見直しをしていない【12. 3%（1. 3ポイント増）】

問29 防災計画や防災マニュアルはハザードマップを参考にしていない

【5. 1%（0. 9ポイント減）】

問47 市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設に指定されている学校で、避難確保計画を作成していない【28. 0%（6. 7ポイント増）】

- ・近年の気候変動に伴う水害・土砂災害の激甚化・頻発化により、最新のハザードマップを活用した事前防災の体制強化及び実践的な防災教育の推進が求められています。また、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地している学校等の要配慮者利用施設のうち、市町村の地域防災計画に定められた施設の管理者は、水防法及び土砂災害防止法により、避難確保計画の作成や同計画に基づいた避難訓練の実施が義務付けられています。
- ・各学校等では、ハザードマップ等で地域の災害リスクを確認し、危機管理マニュアル（防災マニュアル）等が常に実践的なものとなるように改善をお願いします。

(8) 地震・津波への対応について

問3 危機管理マニュアルに震災時の内容が含まれている【96. 6%（0. 2ポイント増）】

問27 地震を想定した避難訓練を行っている【81. 3%（1. 0ポイント減）】

問38 学区内に津波被害想定区域がある学校で、津波を想定した防災計画を作成している

【93. 9%（0. 3ポイント減）】

- ・各学校等においては、地震・津波についても、学校等や地域の実情を踏まえた危機管理マニュアルを作成する必要があります。また、避難訓練等を通して危機管理マニュアルの検証・改善を図り、災害発生時に、児童生徒等はもちろん教職員自身の安全確保のために適切な対応を行うことができるようにしておかなければなりません。
- ・学校等や地域の実情を踏まえ、危機管理マニュアルの地震・津波等に関する内容を作成するとともに、避難訓練等を通してその見直しを図るようお願いします。

問 42 南海トラフ地震防災対策推進地域内にあり、地震に伴い発生する津波による水深 30 cm 以上の浸水が想定される地域に所在している学校で、南海トラフ地震防災対策計画を作成している【54.8% (1.7ポイント増)】

問 44 日本海溝・千島海溝地震防災対策推進地域に所在している学校で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成している【33.9% (2.9ポイント減)】

- ・各対策推進地域に所在する学校等は、それぞれ「南海トラフ地震防災対策計画」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画」を作成する必要があります。また、対策推進地域以外であっても、地震や津波による被害が及ぶ場合や、他の市町村から避難してくる人がいるなど想定外の対応が必要となる場合があることから、教育委員会や防災部局等と連絡を密にして対応する必要があります。
- ・各対策推進地域に所在する学校等は、必要な計画を作成してください。また、災害時に想定外の事態に対応することができるよう、教育委員会や防災部局等との連絡体制の確認をお願いします。

(9) 地域と連携した防災体制の構築について

問 26 避難訓練の実施形態

保護者参加	【48.9% (0.3ポイント増)】
地域と連携	【12.8% (1.6ポイント増)】
消防署と連携	【36.8% (1.2ポイント増)】
警察署と連携	【21.3% (4.1ポイント増)】
他校と合同	【11.5% (0.5ポイント増)】

問 57 避難所に指定されているが、避難所運営マニュアルは作成予定である
【11.7% (1.4ポイント増)】

問 60 地域と連携した防災体制が構築されていない【38.3% (0.6ポイント減)】

- ・全ての学校等において、地域の多様な主体と連携・協働し、地域の災害リスクを踏まえた防災教育を充実させることや、より実効性のある訓練を実施していくことが求められています。
- ・避難訓練等については、学校単独にとどめることなく、関係機関等と連携を図り、より実効性のある訓練の実施を図ってください。また、避難所（福祉避難所を含む。）として指定されている学校については、避難所運営マニュアルの作成をお願いします。